佐野市建設工事等執行規則

平成17年2月28日 規 則 第 170 号

(趣旨)

第1条 市が執行する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。)及び工事に関連する設計、調査、測量等の業務(以下「建設工事関連業務」という。)については、別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(工事等の執行方法)

第2条 工事及び建設工事関連業務(以下「工事等」という。)の執行方法は、直営、 請負又は委託によるものとする。

(直営による工事等)

- 第3条 工事等は、次に掲げる場合においては、直営で執行する。
 - (1) 特に緊急を要し、請負契約又は委託契約を締結する暇がないとき。
 - (2) 請負契約又は委託契約を締結することができない特別な理由があるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に直営とする必要があると認めるとき。
- 2 直営による工事等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(入札の手続)

- 第4条 工事等の契約に係る入札(以下「入札」という。)に参加する者(以下「入札者」という。)は、入札に係る設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、入札に参加するものとする。
- 2 入札は、入札書(別記様式)を市長に提出して行わなければならない。
- 3 入札者は、入札時に入札金額に係る積算の内訳書を市長に提出するものとする。 (代理人及び委任状)
- **第5条** 入札者が代理人を使用して入札をさせようとするときは、委任状を提出しなければならない。
- 2 代理人は、同一の入札について2人以上の代理をすることができない。
- 3 入札者は、同一の入札について他の入札者の代理をすることができない。 (入札の取りやめ等)
- 第6条 入札者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執 行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又

は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の無効)

- 第7条 佐野市財務規則(平成17年佐野市規則第59号。以下「財務規則」という。) 第85条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 第4条第2項及び第3項の規定に違反した入札者に係る入札
 - (2) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札者に係る入札
 - (3) 入札に関する条件に違反した入札者に係る入札
- 2 市長は、前項第2号に該当する入札に係る入札者について、当該工事等に係る当 該入札者のその後の入札を無効とすることができる。

(再度入札の参加の制限)

第8条 市長が最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格に満たない価格で 入札をした入札者は、再度の入札に参加することができない。

(落札通知)

- 第9条 市長は、落札後直ちに落札者に対し文書又は口頭をもってその旨を通知する。 (契約書の提出)
- 第10条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から7日以内の期間に、契約書を作成して市長に提出するものとする。
- 2 前項の期間の計算に当たっては、佐野市の休日を定める条例(平成17年佐野市条 例第2号)に規定する休日は、当該期間に算入しないものとする。
- 3 第1項の期間内に契約書を提出しないときは、その落札は効力を失う。 (工事等に係る契約保証金の免除の特例)
- 第11条 市長は、入札に付する額が500万円以上の工事の請負契約又は100万円以上 の建設工事関連業務の委託契約を締結しようとするときは、財務規則第95条第1 項第3号の規定にかかわらず、当該契約に係る契約保証金を免除しないものとする。 (前金払)
- 第12条 工事の請負代金の額(継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約に あっては、当該支出すべき年度における額。以下同じ。)が130万円以上の契約に 係る支出については、一契約につき当該請負代金の額に100分の40を乗じて得た額 の範囲内で前金払の方法によることができる。
- 2 前項の場合において、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条 第3項各号のいずれにも該当するときは、前項の前金払いに加えて、一契約につ

き当該請負代金の額に100分の20を乗じて得た額の範囲内で前金払の方法によることができる。

3 建設工事関連業務の請負代金の額が50万円以上の契約に係る支出については、一 契約につき当該請負代金の額に100分の30を乗じて得た額の範囲内で前金払の方 法によることができる。

(部分払)

第13条 財務規則第100条の規定により部分払をする場合は、次の表の左欄に掲げる 工事等の請負代金の額の区分に応じ、それぞれ中欄及び右欄に掲げる回数を限度 とする。

区分	前金払をしていない場 合	前金払をしている場合			
500万円未満	1回				
500万円以上3,000万円未満	2回	1回			
3,000万円以上1億円未満	3回	2回			
1億円以上	4回	3回			

(準用)

第14条 第4条から第6条まで、第9条、第10条及び第12条の規定は、随意契約に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項	契約に係る入札(以下「入札」という。)に参加する者	随意契約について見積書を提 出しようとする者				
	入札者	見積者				
	入札に係る	随意契約に係る				
	入札に参加する	見積書を提出する				
第4条第2項	入札は	随意契約の見積りは				
	入札書(別記様式)	見積書				
第5条第1項	入札者	見積者				
	入札	見積書の提出				

第5条第2項	入札	随意契約に係る見積書の提出
第5条第3項	入札者	見積者
	入札	随意契約に係る見積書の提出
第6条	入札者	見積者
	入札を	随意契約を
	入札に	随意契約に
	入札の執行	随意契約
第9条	落札後	契約の相手方を決定後
	落札者	当該契約の相手方
第10条第3項	落札	契約の相手方の決定

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月28日から施行する。

(前金払の特例)

- 2 市長は、第12条第1項に規定する契約に係る支出については、同項の規定による 前金払に追加してする前金払(以下この項において「中間前金払」という。)の方 法によることができる。この場合において、当該支出に係る中間前金払の額は、1 契約1会計年度につき工事の請負代金の額の10分の2を超えない額とする。
- 3 前項の規定は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

				入			札		書	書		【第	Ь	回】	
1	金	額										【宏	<u>[H</u>	1	
				拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円		
2	工事名又	ては													
	委託業務		-												
	佐野市財		佐野市 月		工事等	執行規	見則、	設計図	書、理	見場等	熟覧	の上、	入札)	します。	
		,	71	I				住 商号又 代表: 上記:	スは名 者氏	名					
	佐野市:	長様													

(備考) 用紙の大きさは縦11cm、横18cmで厚紙(上質紙で全版1×が86.5kg以上の厚さの紙) とする。